



## 2022年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2022年2月9日

上場会社名 株式会社サイバー・バズ 上場取引所 東  
 コード番号 7069 URL <https://www.cyberbuzz.co.jp/>  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 高村 彰典  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役 (氏名) 膽畑 匡志 TEL 03-6758-4738  
 四半期報告書提出予定日 2022年2月10日 配当支払開始予定日 -  
 四半期決算補足説明資料作成の有無：有  
 四半期決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

### 1. 2022年9月期第1四半期の連結業績（2021年10月1日～2021年12月31日）

#### (1) 連結経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2022年9月期第1四半期	1,134	—	34	—	35	—	5	—
2021年9月期第1四半期	661	△22.8	2	△98.4	2	△98.1	△1	—

(注) 包括利益 2022年9月期第1四半期 5百万円 (—%) 2021年9月期第1四半期 △1百万円 (—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2022年9月期第1四半期	1.37	1.31
2021年9月期第1四半期	△0.49	—

(注) 1. 2021年9月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、2022年9月期第1四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前年同四半期増減率は記載しておりません。

#### (2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2022年9月期第1四半期	2,438	1,865	74.8
2021年9月期	2,219	1,822	80.8

(参考) 自己資本 2022年9月期第1四半期 1,825百万円 2021年9月期 1,793百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、2022年9月期第1四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2021年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2022年9月期	—				
2022年9月期（予想）		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2022年9月期の連結業績予想（2021年10月1日～2022年9月30日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,350	37.1	130	—	150	—	75	—	19.53

（注）1. 直前に公表されている業績予想からの修正の有無：無

2. 当社は、年次での業務管理を行っておりますので、第2四半期（累計）の連結業績予想の記載を省略しております。

※ 注記事項

（1）当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：無

（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：有
- ② ①以外の会計方針の変更：無
- ③ 会計上の見積りの変更：無
- ④ 修正再表示：無

（注）詳細は、添付資料P.8「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項（会計方針の変更）」をご覧ください。

（4）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2022年9月期1Q	3,853,100株	2021年9月期	3,843,100株
② 期末自己株式数	2022年9月期1Q	13,338株	2021年9月期	58,338株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2022年9月期1Q	3,814,762株	2021年9月期1Q	3,782,962株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報 .....	2
(1) 経営成績に関する説明 .....	2
(2) 財政状態に関する説明 .....	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明 .....	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記 .....	4
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	6
四半期連結損益計算書	
第1四半期連結累計期間 .....	6
四半期連結包括利益計算書	
第1四半期連結累計期間 .....	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項 .....	8
(継続企業の前提に関する注記) .....	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) .....	8
(会計方針の変更) .....	8
(追加情報) .....	8
(セグメント情報) .....	9
(重要な後発事象) .....	10

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。そのため、当第1四半期連結累計期間における経営成績に関する説明は、前第1四半期連結累計期間と比較しての増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

詳細は、「2. 四半期連結財務諸表及び主な注記(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動に大きな制約を受け、依然として厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種の拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されるなど、経済活動正常化に向けた動きがみられる一方で、足元では新たな変異ウイルスによる感染が拡大するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開を行う2020年の国内インターネット広告市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により日本の総広告費が減少する中、社会のデジタル化加速が追い風となり、前年比5.9%増の2兆2,290億円(注1)と推計され、前年に引き続き成長を維持しております。また、2021年の国内ソーシャルメディアマーケティング市場は、前年比21.7%増の6,714億円(注2)と推計されております。

このような環境の中、当社グループでは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をミッションとし、従来の「SMM(ソーシャルメディアマーケティング)事業」に加え、前連結会計年度より新たに「D2C(Direct to Consumer)事業」、「HR(ヒューマンリソース)事業」を展開してまいりました。また、当第1四半期連結会計期間より「SMM事業」及び「D2C事業」における事業基盤の強化を目的としてスタイル・アーキテクト株式会社を子会社化しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高1,134百万円、営業利益34百万円、経常利益35百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益5百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### ①SMM事業

SMM事業では企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援しており、主に「インフルエンサーサービス」、「SNSアカウント運用」、「Owgi(オウギ)」、「インターネット広告販売」を行っております。

「インフルエンサーサービス」では、「NINARY」及び「Ripre」を中心に、当社グループ独自のインフルエンサーネットワークを活用したプロモーション施策の企画提案を行っております。

「SNSアカウント運用」では、企業・ブランドのSNS公式アカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行っております。

「Owgi(オウギ)」では、SNS運用効果の可視化が可能な運用管理ツール「Owgi(オウギ)」の提供を行っております。

「インターネット広告販売」では、ソーシャルメディア関連広告を中心とした、他社の広告商品の販売を行っております。

当第1四半期連結累計期間においては、インフルエンサーサービスの回復、SNS広告及びその他のインターネット広告販売の増加により、四半期売上高は過去最高を更新いたしました。

以上の結果、SMM事業の売上高は1,113百万円、営業利益は278百万円となりました。

#### ②D2C事業

D2C事業では様々なブランドや企業のSNSマーケティング及びブランディングの支援を行ってきた知見を活かし、商品の企画・開発及び直接消費者への販売を行うECサイト「COMMEARTH」を運営しております。

当第1四半期連結累計期間においては、売上高は12百万円、営業損失は36百万円となりました。

#### ③その他

その他ではHR事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間においては、売上高は8百万円、営業損失は11百万円となりました。

(注1) 出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」

(注2) 出典：サイバー・バズ/デジタルインファクト調べ「国内ソーシャルメディアマーケティングの市場動向調査」

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は2,058百万円となり、前連結会計年度末に比べ95百万円増加いたしました。これは主に受取手形及び売掛金が122百万円増加したことによるものであります。固定資産は379百万円となり、前連結会計年度末に比べ124百万円増加いたしました。これは主にのれんが75百万円、投資有価証券が27百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,438百万円となり、前連結会計年度末に比べ219百万円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は573百万円となり、前連結会計年度末に比べ177百万円増加いたしました。これは主に買掛金が119百万円、契約負債が31百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は573百万円となり、前連結会計年度末に比べ177百万円増加いたしました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,865百万円となり、前連結会計年度末に比べ42百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が50百万円減少したものの、自己株式の処分による自己株式の減少109百万円(純資産は増加)によるものであります。

この結果、自己資本比率は74.8%(前連結会計年度末は80.8%)となりました。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

連結業績予想については、2021年11月10日の「2021年9月期 決算短信」で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。なお、2022年9月期の連結業績予想に与える新型コロナウイルス感染症の影響は、軽微であると考えております。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,316,190	1,304,772
受取手形及び売掛金	559,975	682,301
商品及び製品	5,082	11,012
貯蔵品	1,720	1,626
その他	80,856	59,225
流動資産合計	1,963,825	2,058,938
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	41,692	58,704
減価償却累計額	△3,857	△11,827
建物附属設備 (純額)	37,834	46,877
車両運搬具	—	4,709
減価償却累計額	—	△4,389
車両運搬具 (純額)	—	320
工具、器具及び備品	59,588	68,563
減価償却累計額	△20,882	△25,149
工具、器具及び備品 (純額)	38,705	43,414
建設仮勘定	7,425	—
有形固定資産合計	83,965	90,611
無形固定資産		
のれん	—	75,442
ソフトウェア	1,509	1,172
無形固定資産合計	1,509	76,614
投資その他の資産		
投資有価証券	5,678	33,178
繰延税金資産	45,340	44,382
敷金及び保証金	109,455	113,439
その他	9,364	21,364
投資その他の資産合計	169,837	212,363
固定資産合計	255,311	379,590
資産合計	2,219,136	2,438,529

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	231,884	351,750
契約負債	—	31,384
未払金	75,669	95,207
未払法人税等	3,914	1,559
ポイント引当金	12,710	14,430
その他	72,004	79,049
流動負債合計	396,183	573,380
負債合計	396,183	573,380
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	463,021	464,146
資本剰余金	463,021	434,311
利益剰余金	1,009,660	959,213
自己株式	△142,268	△32,513
株主資本合計	1,793,434	1,825,157
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	64	64
その他の包括利益累計額合計	64	64
新株予約権	29,454	39,925
純資産合計	1,822,953	1,865,148
負債純資産合計	2,219,136	2,438,529

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書  
(四半期連結損益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	661,329	1,134,753
売上原価	269,430	542,322
売上総利益	391,898	592,430
販売費及び一般管理費	389,219	557,787
営業利益	2,679	34,643
営業外収益		
雑収入	237	956
営業外収益合計	237	956
営業外費用		
雑損失	9	372
営業外費用合計	9	372
経常利益	2,907	35,227
税金等調整前四半期純利益	2,907	35,227
法人税、住民税及び事業税	3,046	4,480
法人税等調整額	1,698	25,526
法人税等合計	4,744	30,006
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,836	5,220
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,836	5,220

(四半期連結包括利益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,836	5,220
四半期包括利益	△1,836	5,220
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,836	5,220

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2021年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月12日付で第三者割当による自己株式45,000株の処分を実施いたしました。これを主な要因として、当第1四半期連結累計期間において資本剰余金が28,710千円、自己株式が109,755千円減少し、当第1四半期連結会計期間末において資本剰余金が434,311千円、自己株式が△32,513千円となっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

従来、インフルエンサーサービス売上の一部について一定期間で収益を認識しておりましたが、一時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法と比較して、当第1四半期連結累計期間の売上高は61,969千円増加し、売上原価は7,778千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ54,191千円増加しております。また、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いにより利益剰余金の当期首残高は55,667千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」の一部は、当第1四半期連結会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

(セグメント情報)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	SMM事業	D2C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	656,652	—	656,652	4,677	661,329	—	661,329
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	656,652	—	656,652	4,677	661,329	—	661,329
セグメント利益又は損 失(△)	182,428	△23,832	158,595	△2,434	156,160	△153,481	2,679

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業を含んでおります。  
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△153,481千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「II 当第1四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	SMM事業	D2C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,113,435	12,768	1,126,203	8,549	1,134,753	—	1,134,753
セグメント間の内部 売上高又は振替高	250	—	250	798	1,048	△1,048	—
計	1,113,685	12,768	1,126,453	9,347	1,135,801	△1,048	1,134,753
セグメント利益又は損 失(△)	278,374	△36,900	241,474	△11,674	229,799	△195,156	34,643

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、HR事業を含んでおります。  
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△195,156千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

当第1四半期連結会計期間から業績管理区分の見直しにより、従来D2C事業に含まれていた「to buy」をSMM事業に変更しております。なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(会計方針の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識会計基準」等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方針に比べて、当第1四半期連結累計期間のSMM事業の売上高が61,969千円増加、セグメント利益が54,191千円増加しております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する事項

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結会計期間に、スタイル・アーキテクト社の株式を取得し、連結の範囲に含めたことにより、SMM事業において、のれんが発生しております。当該事象によるのれんの増加額は当第1四半期連結累計期間において79,413千円であります。なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議いたしました。

#### 1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること、及び監査役の適正なる監査への意識の向上を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 5名 220個

当社監査役 3名 25個

当社執行役員 4名 120個

当社従業員 12名 125個

##### (2) 新株予約権の総数

490個とする。

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利な条件による発行に該当しない。

##### (5) 新株予約権の割当日

2022年3月16日

##### (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数を切り上げる。但し、その金額が割当日の終値(当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、

割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記の他、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (7) 新株予約権を行使することができる期間

2025年3月17日から2032年2月11日まで

#### (8) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を相続し行使することができる。

③上記のほか、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

#### (9) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、又は、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書若しくは株式移転の株式移転計画に関する議案が株主総会で承認されたとき（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議で承認されたとき）は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社又は当社子会社における取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

#### (10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称す

る。)をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(11)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧新株予約権の行使条件

上記(8)に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

⑩新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(13) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。